

長岡市監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成27年10月2日

長岡市監査委員	金山宏行
同	北村敏雄
同	柴野寛
同	五井文雄

1 監査の対象

長岡市ふるさと体験農業センター（株式会社 小海工房）
長岡市川口運動公園（川口運動公園運営グループ）

2 監査の範囲

平成26年度及び平成27年度公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況

3 監査の期間

平成27年8月24日から9月2日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、会計帳簿・証拠書類の照合のほか、必要と認めるその他の事務の執行の監査を実施しました。

5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
長岡市ふるさと体験農業センター （株式会社 小海工房）	適正に処理されていました。
長岡市川口運動公園 （川口運動公園運営グループ）	適正に処理されていました。